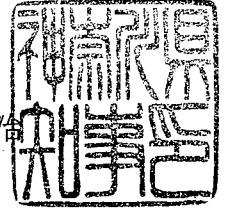


政 総 第 1346 号

令和 3 年 10 月 14 日

神奈川県議会議員 小 島 健 一 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 浩



質 問 趣 意 書 に つ い て (回 答)

令和 3 年 9 月 27 日 付 け 神 議 第 1336 号 を も っ て 送 付 の あ り ま し た 北 井 宏 昭 議 員 からの 質 問 趣 意 書 に つ い て、 別 紙 の と お り 答 弁 書 を 提 出 し ま す。

問 合 せ 先

政 策 局 総 務 室

企 画 調 整 第 一 グ ル ー プ 長 野

内 線 3041

答 弁 書

コロナ対策の課題について

【若者優先シフトについて】

子どもや青少年を取り巻く環境が厳しさを増していく中、全ての子ども・青少年が健やかに成長できるように支援していくことは、大変重要です。

県は、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画「グランドデザイン」において、「子ども・青少年」をプロジェクト（重点施策）の一つとして位置付けています。

これまで、県は、いじめや貧困等で支援が必要な子どもを守る体制づくりや、ひきこもりやニート等に対する支援等により青少年の健全育成と社会的自立を支援するとともに、結婚から育児までの切れ目ない支援を通じた少子化対策など、いわゆる「若者」に対する支援に取り組んできました。

また、庁内に「神奈川県子ども・青少年みらい本部」を設置し、子ども・青少年関連施策の推進や総合的な企画調整を行うとともに、重点的な施策の調整などを行っています。

さらに、職を求める若年者の多様なニーズに対応した就業支援や、県立総合職業技術校や県立産業技術短期大学校における職業能力開発のほか、農業、工業や商業等の県立の専門学科高校の教育内容の充実に取り組むなど、「若者」が、自らの能力を発揮して生き生きと働くことができるよう、支援に取り組んできました。

令和3年度当初予算においても、子ども・子育てに関する様々な支援策に約1,398億円の予算を配分するとともに、コロナ禍で職を失った若年者等の就業支援を強化する事業などに予算を配分していますが、今後も、引き続き、必要な事業にしっかりと予算を配分し、「若者」に対する支援に取り組んでまいります。

【コロナ対策の雇用調整助成金等と民間の労働人材・労働力不足との矛盾解消について】

雇用調整助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響などで、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練等により従業員の雇用を維持した場合にかかった費用を国が助成する制度であり、労働者の雇用の安定を図るとともに、企業の継続的な経営を支える面からも意義があります。

そこで、県は、県内企業に対して、積極的な活用の周知・広報をしています。

また、国と公益財団法人産業雇用安定センターでは、景気の変動や新型コロナウイルス感染症などの影響により、事業の一時的な縮小などを行う企業が、人手不足の企業との間で、従業員の出向に関する契約を結ぶことで雇用の維持を図る、「在籍型出向」制度の活用を促進しており、県は、この事業

の周知・広報に協力しています。

さらに、県は、コロナ禍で失業した方々が、介護など人手不足分野で就労しやすくなるよう、こうした分野の求人企業が多く参加する合同就職面接会等を実施しマッチングを行うとともに、就職に必要な専門的なスキルや資格をスピーディーに習得できる職業訓練を実施しています。

こうした取組により、今後も、コロナ禍で苦しむ労働者の雇用の安定や人手不足分野等への就労を促進するため、しっかりと支援してまいります。

【新型コロナウイルス関連融資の不十分な認定基準について】

県は、神奈川県中小企業制度融資において、新型コロナウイルス感染症拡大の初期から「新型コロナウイルス関連融資」を立ち上げ、県内中小企業者等の資金繰りを支えています。

この「新型コロナウイルス関連融資」では、売上減少を要件とする特別保証「セーフティネット保証」や「危機関連保証」を活用しており、要件審査は中小企業庁が定める認定基準に基づいて、市町村長が認定しています。

この認定基準は、売上高の前年同期比を原則としていますが、新型コロナウイルスの感染が拡大した令和2年2月以降は、前年実績のない創業者等についても可能な限り支援できるよう、認定機関の市町村が客観的に判断できる基準として次のような要件が追加されました。

- 直近1か月の売上高を、直近3か月の平均売上高と比較して減少
- 直近1か月の売上高を、令和元年12月の売上高と比較して減少等
- 直近1か月の売上高を、令和元年10月から12月の平均売上高と比較して減少等

こうした要件緩和でも、該当しない創業者の方には、国からは「創業関連の保証」を利用するよう示されています。

この「創業関連の保証」は、売上減少の前年対比といった基準がなく、創業後5年以内の法人及び個人が利用可能となっています。

さらに、本県の「創業関連の保証」を利用した「創業支援融資」には、全国的にも珍しい「創業特例」があり、保証料負担ゼロ、低利の融資制度となっています。

このほか、神奈川県中小企業制度融資では、売上減少を要件としない、多くの中小企業者の方にご利用いただける「事業振興融資」など、様々なメニューを用意することで、より多くの中小企業者等のニーズに対応できるよう努めているところです。

引き続き、県内中小企業者等の資金繰り支援に、しっかりと取り組んでまいります。